

Topics | トピックス

- ◆ 「第60回社会保障審議会年金事業管理部会」が開催
- ◆ 日本年金機構が「健康保険・厚生年金保険事務手続きガイド」の動画を掲載
- ◆ 国民年金保険料の未納期間がある人にお知らせを送付
- ◆ 2021年12月末現在の国民年金の月次保険料納付率は3年経過納付率で77.0%

◆ 「第60回社会保障審議会年金事業管理部会」が開催

厚生労働省は2022年2月14日、「第60回社会保障審議会年金事業管理部会」（部会長：増田寛也・東京大学公共政策大学院客員教授、部会長代理：松山遙・弁護士）を開催した。議題は、「日本年金機構の2022年度計画の策定について」等。2022年1月25日の部会で日本年金機構より提出された計画書に修正を加えたものについて、審議が行われた。

日本年金機構では、2022年度の組織目標に、新型コロナウイルスの影響を克服し新たな明るい時代に向けて歩み出す社会に対し、正確な給付と年金制度を適切に運営することにより、超高齢化社会における安定・安心に貢献する決意のもと、「コロナ禍の克服 新しい時代への貢献」を掲げている。この目標の達成のための重点取組施策に、「新しい時代に貢献する基幹業務の推進」「オンラインビジネスモデルの着実な実現」「リスク管理体制の強化」「女性活躍と働き方改革の推進」を挙げている。

- 国民年金の適用促進対策については、第3期中期計画の主な方向性として、20歳に到達した第1号被保険者該当者に対し、届出勧奨を行わずに速やかな資格取得の手続きを行うことを挙げている。さらに、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）から提供される住民基本台帳情報を活用した未加入者対策については、未加入者の属性に応じたより効率的・効果的な対策を検討する。無年金・低年金対策や外国人の適用対策も充実を図る。これらの方向性を受けて、2022年度計画（案）の概要を、表1のように示している。
- 国民年金の保険料収納対策については、第3期中期計画の主な方向性として、効果的・功利的な納付勧奨の実施、強制徴収の厳正な執行、免除や猶予制度の利用促進に加え、未納者属性に応じた督促通知の見直しや、外部委託も活用した効果的な収納対策を進めることとを挙げている。国民年金の現年度納付率・最終納付率は、中期目標期間中にそれぞれ70%台前半、70%台後半を目指す。これらの方向性を受けて、2022年度計画（案）の概要を、表2のように示している。
- 年金給付については、第3期中期計画の主な方向性として、複雑な年金制度を実務として適正に運用し、年金給付の正確性を確保するため、年金給付業務の執行体制を確立し、正確な事務処理を徹底する取組を行うことを挙げている。また、利用者の安心感や信頼感、満足度の向上のため、年金受給方法の多様化等を含め、より分かりやすい周知・広報を促進するとともに、各種勧奨の実施や迅速な事務処理を推進する。これらの方向性を受けて、2022年度計画（案）の概要を、表3のように示している。
- 人事及び人材の育成については、実務機関としての業務の安定性・確実性に重点をおいた人事制度の確立を目指す。

2022年度予算（案）は、表4のとおり。

上記以外にも、厚生年金保険・健康保険等の適用促進対策、厚生年金保険・健康保険等の保険料徴収対策、年金記録の正確な管理と年金記録問題の再発防止、年金相談、分かりやすい情報提供及びサービス改善の促進、年金制度改正等への対応、効率的効果的な業務運営（ビジネスプロセス改革）、外部委託の活用と管理の適正化、社会保険オンラインシステムの運用・改善・開発、ICT化の推進、内部統制システムの有効性確保、個人情報の保護、文書管理及び情報公開について、2022年度計画（案）が策定された。

<表1> 国民年金の適用促進対策に係る2022年度計画（案）の概要

施策	2022年度計画（案）の概要
確実な適用の実施	20歳到達者について、職権による適用を行うとともに、20歳到達月の前月には本人及び世帯主等に対する前納制度、口座振替及びクレジットカードによる納付を案内した加入前のお知らせを送付する等、若年者に対する制度周知及び納付督促に係る施策を強化する。 - 住民基本台帳ネットワークシステムにより把握した34歳、44歳及び54歳到達者に対する届出勧奨等を確実に実施するとともに、この年齢に限らない未加入者を早期に把握するための対策の実施に向け検討を進める。
無年金者・低年金者への対応	- 任意加入制度の勧奨について、引き続き任意加入し納付することで受給要件を満たす人への勧奨を確実に実施する。 - 追納勧奨について、2021年度に実施した2年目、9年目の期間を有する人への勧奨を継続して実施する。
外国人の適用対策	- 法務省から提供される外国人情報を活用し、未加入者への届出勧奨の実施及び届出がない場合の職権による適用を確実に実施する。 - 引き続き多言語による制度説明のパンフレット等の活用、機構ホームページの案内を充実、関係機関と連携する。

<表2> 国民年金の保険料収納対策に係る2022年度計画（案）の概要

施策	2022年度計画（案）の概要
納付率等の目標	2022保険料の現年度納付率については、前年度実績を上回るとともに、年度実績（71.5%）から2.0ポイント程度の伸び幅を確保する。 2020年度分保険料の最終納付率については、2020年度の現年度納付率から8.0ポイント程度の伸び幅を確保し、80%を展望する。 - 口座振替及びクレジットカード納付の実施率について、利用促進を図り、2021年度を上回る水準を確保する。
収納対策/若年者対策	20歳到達者について、様々な機会を通じて、制度や納付方法の手続を説明するとともに、年金事務所における説明会、動画を活用する等工夫した周知を行う。 20歳の資格取得後、学生納付特例期間終了後の現金納付者を対象とした口座振替、前納等の届出勧奨を実施するとともに、勧奨後の未提出者に対しフォローアップを実施する。 - 一部免除が承認されつつも未納となっている人に、専用の催告文書を送付する等より効果的に勧奨を行う。
長期未納者への対応	24カ月未納者に対する対策について、引き続き一定の納付月を有する人に対し受給資格を得るまでの期間を明示した納付督促や、一定の所得を有する人等への就労状況調査を実施する。
地域の実情を踏まえた対策	- 沖縄県については、体制整備及び支援策を講じ、納付率の着実な向上がみられるものの、依然として他の都道府県に比べ納付率が低い状況となっているため、更なる納付率向上を目指す。 - 大都市圏の未納者数の多い年金事務所に対する体制強化を踏まえ、更なる納付率向上のための支援策を講じるとともに、効果的な取組を図る。
強制徴収の取組	- 控除後所得が300万円以上かつ7月以上保険料を滞納している場合は、全員を強制徴収対象者と位置付けた上で、納付の状況などを踏まえつつ、最終催告状を確実に送付し、督促しても自主的に納付しない人について、滞納処分を行う。 - 悪質な滞納者に係る保険料の徴収が困難な事案については、国税庁へ滞納処分等の権限を委任する仕組みを活用する。 - 強制徴収の実施については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、適切に判断する。
納めやすい環境の整備	- 納めやすい環境の整備に向け、次のような納付方法の導入や申出手続の検討を厚生労働省と連携して進める。 - 納付書のバーコード情報をスマートフォンで読み取り、決済を行う手法等を活用したキャッシュレスによる新たな納付方法 - クレジットカード納付や口座振替について、インターネットを利用した申出を可能にする仕組み - クレジットカード納付や口座振替について、任意の月から前納を利用できる仕組み

<表3> 年金給付に係る2022年度計画(案)の概要

施策	2022年度計画(案)の概要
正確な年金給付の実現に向けた体制強化	年金給付業務の執行体制について、年金事務所において新規裁定及び諸変更業務の受付・決定を行い、中央年金センターにおいて、年金事務所における事務執行の正確性をチェックし、入力・支払を行う体制を確立すべく、諸施策を順次実施する。 ● 事務センターで行っている業務(再裁定の勧奨業務等)について、2022年10月から順次、中央年金センター及び障害年金センターへの集約を進める。 ● 年金給付業務で使用する業務端末等のシステム基盤が統一化されたことを踏まえ、中央年金センターと年金事務所の役割整理や事務処理フローの確立等の検討を進める。 ● 上記の見直し等に伴い、お客様相談室の業務・役割が拡大している状況を踏まえ、お客様相談室の実施体制や職種ごとの役割の見直し等を行う。 ● 2022年度に施行される年金制度改正(繰下げの上限年齢の引上げ等)に対応するため、中央年金センター及び年金事務所の人員を強化し、相談業務、届書の処理等を円滑かつ着実に実施する。 ● 共済組合との情報連携の強化を図るため、実務面、システム面の課題を整理した上で、事務運用の改善を図る。
正確な年金給付の実現に向けた実務面の対応	● 年金給付の正確性を確保するため、年金決定直後に中央年金センターで決定内容をチェックし、事務処理誤りの予防・早期対応を図る。 ● 年金決定時チェックの結果を分析し、業務処理マニュアル(年金給付、年金相談)の整備を行うとともに、システムチェック機能強化を図る。 ● 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の対象者への事後対応を確実に実施する。 ● 事務処理誤りの主な原因である手作業処理を分析し、事務処理の改善を図る。
障害年金の事務処理体制の強化	● 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置の対象とされていた人のうち、障害状態確認届(診断書)の提出後に症状が悪化したため、確認用診断書を提出される人について、審査・認定事務を確実に実施する。 ● 障害年金センターにおける障害認定の専門性を高めるため、障害認定に係る業務フローの見直し等の改革を本格的に実施する。 ○ 職責に応じた役割及び決裁権限の明確化 ○ 障害状態の程度を職員が事前判定する仕組みの導入 ○ 不利益処分理由記載など認定結果に関するチェック機能の強化 ○ 審査・認定業務の管理体制の整備による、進捗管理・指導監督の強化 ○ 年金事務所からの障害年金の照会に係るヘルプデスク設置の検討
お客様サービスの向上	● 年金制度改正の内容等について、機構ホームページ、各種広報媒体等を活用した周知広報を実施するとともに、年金受給者等への個別周知や届書案内を着実に実施する。 ● 60歳、65歳及び75歳到達時に老齢年金の請求案内を行うとともに、2022年4月施行の繰下げ上限年齢の引上げに伴い、同年3月から、未請求の老齢年金のある66歳以降の人に対して繰下げ見込額を毎年誕生月の前月にお知らせし、多様な年金受給方法の周知及び請求忘れの防止を図る。 ● 70歳を超える人で未請求の老齢年金のある人に対する文書、電話、訪問等による個別の請求案内を引き続き行う。 ● 各サービススタンダードの達成率90%以上を維持するよう取り組む。 老齢年金：1カ月※ 遺族年金：1カ月※ 障害年金：3カ月 ※加入状況の再確認を要する人は2カ月
年金生活者支援給付金制度の着実な実施	● 年金生活者支援給付金受給者について、継続して支給要件に該当するか要件判定を行い、正確な支給を行う。 ● 所得変更があった人などで新たに年金生活者支援給付金が支給される見込みがある人について、要件判定後、速やかに請求勧奨を行い、初回の12月定期支払いで支給できるようにする。

<表4> 2022年度予算(案)

(単位: 百万円)

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	316,762
運営費交付金	103,918
事業運営費交付金	207,111
年金生活者支援給付金支給業務事務取扱交付金	5,733
その他の収入	370
計	317,131
支出	
業務経費	212,844
保険事業経費	91,319
オンラインシステム経費	66,640
年金相談等事業経費	49,152
年金生活者支援給付金支給業務事務費	5,733
一般管理費	104,287
計	317,131

※金額は四捨五入しているため、各項目の合計と計が一致しない場合がある。

◆ 日本年金機構が「健康保険・厚生年金保険事務手続きガイド」の動画を掲載

日本年金機構は2022年2月28日、健康保険や厚生年金保険の基本的な制度や、資格取得届や資格喪失届等の代表的な届書の手続き方法に関して動画を掲載したことを公表した。

本動画では、社会保険に新たに適用された事業所の事業主や事務担当者等、初めて社会保険事務を担当される人へ、健康保険や厚生年金保険の基本的な制度や代表的な届書の手続きについて説明している。下記の項目より構成されており、一括で閲覧することも各項目をクリックして閲覧することもできる。

健康保険・厚生年金保険事務手続きガイドの内容

1. 制度・基本的事項について
2. 保険料と標準報酬月額について
3. 手続き（従業員を採用したとき）
4. 手続き（家族を被扶養者にするとき/被扶養者となっている家族を扶養家族から外すとき（被扶養者の届出事項に変更があったとき））
5. 手続き（従業員が退職・死亡したとき）
6. 手続き（報酬に大幅な変更があったとき）
7. 手続き（賞与を支給したとき・登録していた賞与予定月に賞与の支払いがなかったとき）
8. 産前産後休業・育児休業を取得したとき

※この動画での健康保険制度は全国健康保険協会（協会けんぽ）を対象としている。

◆ 国民年金保険料の未納期間がある人にお知らせを送付

日本年金機構は2022年2月17日、国民年金保険料に未納期間がある人に対して納付を勧奨する目的でお知らせ「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」（図1）を送付した。通知書には、国民年金保険料を納めていない期間と金額が記載されており、通知書が届いた時点でまだ国民年金保険料を納付いただいていない場合は、手元の納付書により最寄りの金融機関・郵便局・コンビニエンスストア等で早めに納付することを勧めている。

なお、2022年1月14日時点で保険料の免除等申請が審査中のときや、2022年1月14日の直前に保険料を納めたときは納付と行き違いが生じることがある。

<図1> 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）

料金後納郵便

親展

XXXX-XXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX

XXXXXXXXXXXX様

9999-99999999-9999-9999

大切なお知らせ 必ずご開封ください。

国民年金保険料のお知らせ

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

お問い合わせ先（宛先不明の場合の返送先）
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
〒999-9999
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
XXXXXXXXXXXX
TELXXXXXXXXXXXX
ご案内は内側にあります。
裏面(①)からゆっくりと開いてご覧ください。

国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）

お客様の国民年金保険料には、裏面の納付状況のとおり未納があります。

- 未納があると、年金を受け取る時に影響があります。金融機関またはコンビニエンスストア等で納めてください。
- 納付書がお手元でない場合は再発行します。年金事務所までご連絡ください。
- 経済的に保険料を納めることが難しい場合は、国民年金保険料の免除申請を行うことができます。詳しくは裏面をご覧ください。
- 未納のままでは年金を受け取ることができない場合があります。

すでに保険料を納めた方や免除申請中の方にも、行き違いでこの通知書が届く場合がありますのでご了承ください。

お客様の基礎年金番号は 9999-999999 です。

国民年金保険料の納付や免除申請手続きの電話・文書・戸別訪問によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行います。

「○○○○○○○」
お問い合わせ先 ○○○○-○○-○○○○
営業時間 ○○:○○~○○:○○

国民年金保険料は、多くの方にお支払いいただいています

公的年金加入者約6700万人のうち未納者は2%に過ぎません。

※ 24か月の保険料が未納となっている方

保険料の未納が続くと、

- ・未納1年あたり「老齢基礎年金」が年額約2万円少なくなります。
- ・障害を負ってしまった時「障害基礎年金」を受け取れない場合があります。
- ・お亡くなりになった時、遺族の方が「遺族基礎年金」を受け取れない場合があります。

受け取れない年金分

未納分

支払った年金保険料

受け取る年金額

基礎年金の2分の1は国が負担するので年金額が増加

(中面)

国民年金保険料の納付のご案内は、民間委託により実施しており、業務を委託する事業者から、電話・戸別訪問等を行っています。

- ご案内の際には、委託事業者名および氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。
- 委託事業者の訪問員がお客様のご自宅を訪問する際は、必ず日本年金機構が発行した身分証明書をお客様に提示します。

委託事業者は、次のようなことは行いませんので、不審点がありましたら、お近くの年金事務所までご相談ください。

- 金融機関やコンビニエンスストアにおいてATM操作をお願いすることは一切ありません。
- 年金手帳や年金証書、現金等をお預かりすることは一切ありません。

開封方法

①②の順に矢印の方向へゆっくりと開いてください。

納付状況

年度	未納月数	未納金額
Z9	Z9 10月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円
	4 5 6 7 8 9	10 11 12 1 2 3
	X X X X X X X	X X X X X X X
Z9	Z9 10月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円
	4 5 6 7 8 9	10 11 12 1 2 3
	X X X X X X X	X X X X X X X
Z9	Z9 10月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円
	4 5 6 7 8 9	10 11 12 1 2 3
	X X X X X X X	X X X X X X X
合計	Z9 10月	¥¥, ¥¥¥, ¥¥9 円

※ 納付期限が到来していない月は、空白としています。

納付状況の記号説明

記号	説明	サ	学生納付特例
A, B, H, Y	未納	セ	納付特例
L, R, Y, Z	全額免除	+	第3号納付
ア, チ, ツ	半額, 3/4, 1/4 免除 (未納)	D, E	産前産後免除
イ, ツ, フ	半額, 3/4, 1/4 免除 (納付済)	-	納付期限2年経過(注)

① 厚生年金保険・共済組合に加入していた期間または20歳前の期間

② 納付状況に関わらず「-」と表記しています。

年金加入状況

お客様の現在までの年金加入月数は、次のとおりです。

- ・共済組合に加入していた月数は含んでいません。
- ・ご不明な点は、年金事務所にお問い合わせください。

国民年金月数							
全額納付	半額納付	1/4 納付	3/4 納付	学生納付特例	納付特例	産前産後免除	免除
ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9	ZZ9
厚生年金保険加入月数計				共済組合加入月数計		合計	
ZZ9 10月				ZZ9 10月		ZZ9 10月	

保険料の免除・猶予制度等があります

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料の納付が困難な場合には、一定の期間保険料の納付が免除・猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。

また、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、令和2年2月分以降の保険料の納付が免除・猶予される特例措置も設けられています。

詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお尋ねください。

なお、学生の方には、学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

免除制度については、日本年金機構のホームページでもご案内しています。

国民年金 免除 検索

<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/index.html>

納めた保険料は控除の対象となります

納めた国民年金保険料の全額が社会保険料控除の対象となりますので、税金の負担が軽減されます。

◆ 2021年12月末現在の国民年金の月次保険料納付率は 3年経過納付率で77.0%

厚生労働省は2022年2月25日、2021年12月末現在の国民年金保険料の納付率を公表した。

【2018年12月分の納付率】（3年経過納付率）

対前年同期比0.4%増の77.0%であった。3年経過納付率は最終的な納付率の状況を示すものとなっている。
納付対象月数は861万月で、納付月数は663万月。

【2019年12月の納付率】（2年経過納付率）

対前年同期比4.9%増の77.4%であった。納付対象月数は823万月で、納付月数は653万月。

【2020年12月分の納付率】（1年経過納付率）

1年経過納付率は76.0%であった。納付対象月数は804万月で、納付月数は611万月。

なお、都道府県別に見ると、1年経過納付率・2年経過納付率・3年経過納付率ともに最も高いのは島根県で、3年経過納付率は87.9%となっている。